

お知らせ

所沢市公共物管理条例を 施行しました

市では、4月1日から所沢市公共物管理条例を施行しました。

この条例は、地方分権の推進により国有財産である法定外道路・水路(道路法の適用されない道路・河川法の適用されない水路)の用地が国から市に譲与されたことに伴い、この用地を適正に管理するためのものです。

今後、これらの公共物を本来の目的外に使用する場合は、市の許可が必要になります。公共物の用途・目的を妨げない限度において使用が認められ、使用目的に応じて使用料の納付義務が生じ、使用許可期間も設定されます。

条例施行前に市の許可を受けた水路占有許可、排水放流許可および県から受けた使用許可は、この条例の許可を受けたものとみなされます。ただし、許可期間については、市の許可は条例施行日から5年間、県の許可はそのままの期間が引き継がれます。

許可期間の更新には申請手続きが必要になります。なお、水路の使用許可申請を済まされていない方は、お早めにご手続きをお願いします。

申請先・問い合わせ ▼水路：河川課(☎998-93375) ▼道路：道路維持課(☎998-91008)

国民年金保険料の 免除申請はお早め!

国民年金には、保険料を納めることが困難な方に対して、保険料の免除制度があります。

この制度は、本人の申請に基づいて、社会保険事務所での所得審査を経て、承認された場合に保険料の支払いを免除するものです。免除には、保険料の支払いを全額免除するものと、半額を納付し

●特にことわりのないものは発行日から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

ていただき残りの半額を免除するものがあります。

申請は毎年行ってください。なお、平成14年3月までの承認を受けた方も、今後の免除を希望される場合は忘れずに申請してください。

免除は、申請した月の前月からになります。申請が遅れた場合には、4月から受けられない場合がありますのでご注意ください。

申請先・問い合わせ 市役所1階・国民年金課(☎998-90905) および各出張所

集会所の維持管理費の 一部を補助します

市では、自治会・町内会等で集会所を所有している場合、その維持管理費の一部を補助しています。

補助金額は、維持管理に要した経費に3分の2を乗じた金額で、限度額は次のとおりです。

- 戸建ての集会所：………10万円
- マンション等にある集会所：………5万円

この補助制度は、自治会・町内会へのものです。その他の団体(集会所の管理運営委員会等)には補助できません。

申請先・問い合わせ 6月7日(金)までに、市役所2階・コミュニティ推進課(☎998-90803)に備え付けの所定の用紙で申請

合併処理浄化槽設置費の 一部を補助します

市では、専用住宅に合併処理浄化槽(処理対象人数10人槽以下)を設置する方に工事費の一部を補助しています。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置にご協力ください。

対象 公共下水道認可区域以外の方
浄化槽処理水が河川および県道・市道の側溝(一部可)、水路等へ放流可能な区域の方
平成15年3月10日(月)までに設置を完了できる方

申請先・問い合わせ 情報統計課(☎998-90300)

光化学スモッグにご注意を!

5月から9月ごろまでの風が弱く、日差しの強い日には、光化学オキシダントが発生しやすく、高濃度になることがあります。

市では、光化学オキシダントが一定の基準以上になると、防災行政無線等を利用して光化学スモッグの注意報等をお知らせしています。発令時には、不要不急の自動車の使用や外出、屋外での運動を控えるようにしましょう。

市役所2階203会議室(土・日曜日を除く)

環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君) 情報 http://w-soramame.nies.go.jp/

県光化学スモッグ情報サービス http://www.kanagawa.pref.saitama.jp/

電話番号・FAXサービス ……☎998-877100

水道メーター交換のお知らせ

ご家庭で使用している水道メーターについては、法律でその使用有効期限(8年間)が規定されています。

水道部では、有効期限が到来するものについて、新しい水道メーターに交換しています。

作業は、所沢市指定給水装置工事業者に委託して行います。該当する方には事前にはがき等でお知らせします。

交換作業は屋外で行うため、留守の場合でも実施することがありますのでご了承ください。なお、交換作業は無料です。ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ 水道部営業課(☎998-10800)

お問い合わせ 情報統計課(☎998-90300)

ご利用 ください

頒布価格 1冊300円
頒布場所 市役所1階・市政情報センター

お問い合わせ 情報統計課(☎998-90300)

所沢総合食品地方卸売市場 臨時休市のお知らせ
6月の臨時休市は、12日(水)、26日(水)です。

お問い合わせ 埼玉西部食品流通センター(☎945-11118)

労働相談を開催します
とき 5月22日(水)午後1時～4時(予約不要)

対象 市役所2階203会議室 勤労者(パート・アルバイト含む)、事業主

内容 労使間のトラブル、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題など

相談員 社会保険労務士、埼玉県西部労働工センター職員

就業規則・給料明細・離職票など、資料となるものがありましたら持参してください。

お問い合わせ 商工労政課(☎998-91555)

市税・国民健康保険税の
夜間・休日特別納税窓口を
開設します

市税・国民健康保険税が夜間・休日にも納税できます。日中に時間がない方はご利用ください。

期間中は、電話による納税相談も受け付けます。

市税 夜間：5月22日(水)～24日(金)、27日(月)～29日(水) 午後5時～8時
休日：5月26日(日)～午前8時30分～午後5時

市役所2階・市民相談課

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

人権擁護委員会にお気軽にご相談ください

法務大臣が委嘱した、所沢市の人権擁護委員は次の方々です。

照屋國江(花園1-2317-5/☎942-68800)

青木照子(山口535-3/☎923-0775)

野嶋 隆(榎町14-1/☎924-5537)

本橋良子(喜多町11-11/☎923-05664)

松永素賢(星の宮2-7-23/☎922-44002)

山田和義(元町23-9/☎925-27809)

安川利夫(上新井6900-7/☎923-08300)

西田都子(下富1043-10/☎942-7157)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

開催 します

普通救命講習会のご案内
とき 6月16日(日)午前8時45分～正午

ところ 市消防本部(けやき台1-13-11)

内容 心肺蘇生法(人工呼吸・心臓マッサージ)、止血法など

対象 市内在住・在勤・在学中で中学生以上の方。また、すでに普通救命講習を受講した方で、修了証の期限が切れる方

定員 申し込み先着30人
申し込み・問い合わせ 消防本部救急課(☎922-5146/土・日曜日、祝休日を除く午前9時～午後5時)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

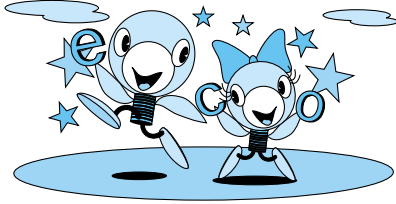
お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

お問い合わせ 市民相談課(☎998-90902)

エコとこ伝言板

第25回



環境にやさしい生活 始めませんか!!

～各種補助制度のご案内～

市では、環境管理の国際規格ISO14001に基づき、ダイオキシン対策をはじめ省エネや省資源活動、行政計画や公共工事など、率先して環境に配慮した行動に取り組んでいます。

これらの活動を通して節約できた経費は「環境還元予算」として、市民の皆さんの日常生活に「補助制度」という形で還元しています。ぜひ、この補助制度を皆さんの自主的な活動にお役立てください。

●住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

対象 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置し、維持管理できる方
補助額 太陽光発電システム1キロワット当たり5万円を乗じた額で、30万円を限度

●低公害車購入費等補助制度

対象 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車）
補助額 購入の場合は車両本体価格の5%以内、リースの場合は車両本体価格の3%以内で、いずれの場合も10万円を限度

●雨水簡易貯留槽購入費補助制度

対象 小型雨水簡易貯留槽（45～200リットル）
……………雨水くん、雨水たまる君、天水尊
補助額 購入価格の2分の1の額で、2万円を限度（1世帯2基まで）
申請先・問い合わせ 市役所5階・環境総務課（☎998-9133）

●生ごみ処理機購入費補助制度

対象 微生物による分解消滅式または温風乾燥式等により、堆肥化・減量化することのできる電気式生ごみ処理機
補助額 購入価格の2分の1以内で、2万5,000円を限度

●生ごみ処理容器購入費補助制度

対象 市であっせんする生ごみ処理容器（コンポスター）または同等の機能を持つもの
補助額 1基3,000円（1世帯2基まで）

●EM生ごみ処理容器購入費補助制度

対象 市に登録している販売店から購入したEM生ごみ処理容器
補助額 購入価格の2分の1以内で、3,000円を限度
申請先・問い合わせ 市役所5階・リサイクル推進課（☎998-9374）

●生け垣づくり補助制度

対象 居住する家屋の敷地内につくる生け垣。ただし、現在作り始めたものや出来上がったものは対象外です。その他にも諸条件があります。
補助額 経費の2分の1以内で、総額10万円を限度（1メートル当たり5,000円以内）
◎生け垣づくりのための既設ブロック塀撤去費も対象になります。
申請先・問い合わせ 市役所7階・みどり公園課（☎998-9196）

生ごみリサイクル講習会を開催します

EM生ごみ処理容器と生ごみ処理容器（コンポスター）の効果的な使用方法などについての講習会を開催します。

とき ①6月4日(火)②6月25日(火)いずれも午後1時30分～

ところ ①市役所4階401会議室②市役所5階502会議室

内容・講師 ①EM容器を使用する生ごみの堆肥化について/EMやさしさの会・久野静子さんほか②生ごみ処理容器を使用する生ごみの堆肥化について/東洋アルミ(株)産業資材部家庭機器課長・渡辺博一さん

◎直接会場へお越しください。問い合わせ リサイクル推進課 ☎998-9374

防火管理講習会を行います

とき ▼甲種：6月27日(木)、28日(金)(2日間) ▼乙種：6月30日(日)いずれも午前9時～午後5時

ところ 市消防本部

定員 ▼甲種：120人 ▼乙種：50人/いずれも申し込み先着参加費 3,500円(テキスト代)

受付期間 ▼甲種：市内在住・在勤の方は5月20日(月)～30日(木)その他の方は5月27日(月)～30日(木) ▼乙種：5月20日(月)～30日(木)いずれも土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時

◎申込用紙は各消防署で配布しています。
申し込み・問い合わせ 参加費を保持のうえ、消防本部予防課 ☎924-1313(ハ)申し込み

県立所沢養護学校の 学校公開・体験学習を行います

学校公開

とき 6月25日(火)午前9時20分～正午

ところ 県立所沢養護学校(中富南1-18002-7)

内容 概要説明、授業参観、施設見学、懇談会

対象 養護学校の授業に感心のある方、発達にまつぎのある子どもの保護者、養護学校での学習を体験させたい方

体験学習
とき 9月13日(金)、17日(火)、10月7日(月)、22日(火)いずれも午前9時30分～正午

ところ 県立所沢養護学校

内容 お子さんの体験学習、保護者への概要説明、授業参観、懇談会

対象 発達にまつぎのある子どもと保護者
申し込み・問い合わせ いずれも所沢養護学校就学相談部(☎994-8733)

求職者バックアップ パソコン入門講座を開催します

とき 6月7日(金)・8日(土)(2日間)午前9時～午後4時

ところ ラーク所沢(花園2-2400-4)

内容 マウスやキーボードの操作、簡単な文書作成(ワード)表の作成(エクセル)など

対象 市内在住の求職者で、2日間とも参加できる方。ただし、雇用保険受給資格者証・過去6か月以内の離職者証・求職受付表等で対象資格を確認できる方

参加 しませんか

市の審議会・協議会の 委員を募集します

■総合計画審議会委員

所沢市総合計画に基づきまちづくりについて、広く市民の皆さんの意見をいただくため、所沢市総合計画審議会委員を募集します。
募集人員 5人
応募資格 次のすべてに該当する

定員 20人(応募者多数の場合は抽選。結果は後日通知します)
参加費 500円(テキスト代)
申し込み・問い合わせ 往復はがき(1人1通のみ)の往信用裏面に、①求職者バックアップパソコン入門講座申し込み②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号を、返信用表面に本人のあて名を明記し、5月25日(土)当日消印有効)までに商工労働課(〒359-8501・並木1-1-1/☎998-9155)へ郵送

■男女共同参画協議会委員

市では、所沢市男女共同参画計画の推進にあたり、広く市民の皆さんの意見をいただくため、所沢市男女共同参画協議会委員を募集します。
募集人員 4人
応募資格 次のすべてに該当する
方①所沢市に引き続き1年以上住所を有する方②昭和3年7月2日～57年7月2日に生まれた方③応募日現在、市の審議会等の委員となっていない方
任期 平成14年7月1日～16年6月30日
抽選日 6月7日(金)午後1時30分～市役所3階301会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、6月3日(月)までに市役所3階・政策企画課(☎998-9027)へ応募(郵送可)

抽選日 6月7日(金)午後3時30分～市役所3階301会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、6月3日(月)までに市役所3階・男女共同参画室(☎998-9150)へ応募(郵送可)

抽選日 6月7日(金)午後3時30分～市役所3階301会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、6月3日(月)までに市役所3階・男女共同参画室(☎998-9150)へ応募(郵送可)

抽選日 6月5日(水)午前10時～市役所2階204会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、6月3日(月)までに市役所1階・障害福祉課(☎998-9116)へ応募

抽選日 6月6日(木)午後2時～市役所6階601会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、5月30日(木)までに市役所6階・教育委員会生涯スポーツ課(☎998-9248)へ応募

抽選日 6月4日(水)午後1時30分～市役所4階401会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、5月30日(木)までに市役所4階・教育センター(〒359-1118・けやき台2-44-2/☎921-0733)へ応募(郵送可)

抽選日 6月4日(水)午後1時30分～市役所4階401会議室
応募先・問い合わせ 専用の応募用紙で、5月30日(木)までに市役所4階・教育センター(〒359-1118・けやき台2-44-2/☎921-0733)へ応募(郵送可)

くぬぎ山地区自然再生計画策定 検討委員会の委員を募集します

所沢市、川越市、狭山市、三芳町および県では、「くぬぎ山地区」の失われた自然を再生するために自然再生計画を策定することにしました。この計画を策定するにあたり、広く皆さんの意見を取り入れるため、くぬぎ山地区自然再生計画策定検討委員会の委員(所沢市分は1人)を募集します。
募集期限 6月10日(月)まで
◎詳しくは、市役所7階・みどり公園課に備え付けの募集要項をご覧ください。
問い合わせ みどり公園課(☎998-9196)

所沢市、川越市、狭山市、三芳町および県では、「くぬぎ山地区」の失われた自然を再生するために自然再生計画を策定することにしました。この計画を策定するにあたり、広く皆さんの意見を取り入れるため、くぬぎ山地区自然再生計画策定検討委員会の委員(所沢市分は1人)を募集します。
募集期限 6月10日(月)まで
◎詳しくは、市役所7階・みどり公園課に備え付けの募集要項をご覧ください。
問い合わせ みどり公園課(☎998-9196)